

## 授業料の納付方法の特例等に関する選考基準

制定	平成17年4月1日	規程第17号
改正	平成18年2月17日	規程第6号
	平成21年3月31日	規程第10号
	平成22年5月26日	規程第18号
	平成24年11月5日	規程第23号
	平成27年4月1日	規程第31号

(趣旨)

第1条 この基準は、公立大学法人岩手県立大学の授業料等に関する規則第3条第3項及び第14条第1項の規定並びに公立大学法人岩手県立大学の授業料等の納付方法及び免除に関する規程（以下「規程」という。）に規定する授業料の分割納付及び納付期限の変更並びに授業料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料の納付方法の特例)

第2条 規程第6条第1項第1号に規定する経済的理由は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 学生の属する世帯（独立生計者にあつては、学生本人及びその配偶者。以下同じ。）の1年間の総所得金額が別表1の基準額以下である場合。
- (2) 授業料の納付期限前1年間において、学生の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は長期間にわたり療養した場合
- (3) 授業料の納付期限前1年間において、学生又は学資負担者が災害により著しい損害を受けた場合
- (4) 学資負担者が失業又は生業の不振に至った場合
- (5) 学資負担者の収入が季節的に著しく変動するものである場合
- (6) その他理事長が前各号に準ずると認める場合

(免除の対象者)

第3条 規程第7条各号のいずれかに該当する場合を除き、授業料の免除の対象となる者（以下「免除対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学生の学力に関する基準（以下「学力基準」という。）を満たす者
- (2) 学生の属する世帯の家計状況に関する基準（以下「家計基準」という。）を満たす者
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金について貸与を受けている若しくは直前の募集で貸与の申込をした者、又は、機構以外の奨学金の貸与若しくは給付を受けている者（ただし、合理的な理由によりこれに該当しない場合及び新入学生の入学した日の属する期に係る授業料の免除については、この限りでない）

(学力基準)

第4条 学力基準は、別表2のとおりとする。

(家計基準)

第5条 家計基準は、学生の属する世帯の1年間の総所得金額が別表3の基準額以下であることとする。

(総所得金額の算定方法)

第6条 第2条第1号及び第5条による総所得金額の算定方法は、「授業料免除選考基準の運用について(平成13年3月28日付け12文科高第295号文部科学省高等教育局長通知)」による取扱いに準ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生本人が貸与又は給付を受けている奨学金の家計上の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 返還の義務のある奨学金にあつては、受給額又は受給見込額を収入金額に算入しない
- (2) 返還の義務のない奨学金にあつては、免除対象年度の受給見込額を収入金額に算入し、給与所得の必要経費の取扱いを準用する

(免除の制限)

第7条 前期に係る授業料の免除の総額は、規程第9条に定める額の半額を原則として超えないものとする。

2 後期に係る授業料の免除の総額は、規程第9条に定める額から、前期に係る授業料の免除の総額を差し引いた額を超えないものとする。

(免除対象者の選考方法)

第8条 免除対象者は、申請した期の授業料の半額以内を免除するものとし、その免除の総額が前条に規定する額を超える場合は、別表3の免除収入基準額から家計基準による総所得金額を差し引いた額(以下「所得差引額」という。)が多い順に選考する。

2 免除対象者に係る免除の総額が前条に規定する額に満たない場合は、規程第8条に規定する授業料の全額免除を行うことが出来るものとし、所得差引額が多い順に選考する。

(申請期限の特例)

第9条 次のいずれかに該当し、授業料の納付が著しく困難と認められ、かつ、授業料を納付していない場合には、理事長が指定する日までに授業料の分割納付若しくは納付期限の変更又は授業料の免除の申請をすることができる。

- (1) 授業料納付期限前6か月以内において、学資負担者が死亡、又は学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合。
- (2) 前号に準ずる場合であつて、理事長が特に認める場合。

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 17 日 規程第 6 号）

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条第 3 号の規定は、平成 18 年度後期以降の授業料の免除について適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日 規程第 10 号）

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 26 日 規程第 18 号）

この基準は、平成 22 年 5 月 26 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 5 日 規程第 23 号）

この基準は、平成 24 年 11 月 5 日から施行し、改正後の別表 2 の規定は、平成 24 年度後期以降の授業料の免除について適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 規程第 31 号）

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表 2 の規定は、平成 27 年度前期以降の授業料の免除について適用する。

別表1 授業料の納付方法の特例に関する収入基準額表

世帯人員	大学の学部及び短期大学部	大学院博士前期課程	大学院博士後期課程
1人	1,670,000円	1,820,000円	2,450,000円
2人	2,660,000円	2,900,000円	4,040,000円
3人	3,060,000円	3,340,000円	4,670,000円
4人	3,340,000円	3,640,000円	5,070,000円
5人	3,600,000円	3,930,000円	5,480,000円
6人	3,780,000円	4,120,000円	5,740,000円
7人	3,950,000円	4,320,000円	6,020,000円
備考	世帯人員が7人を越える場合には、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。	世帯人員が7人を越える場合には、1人増すごとに200,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。	世帯人員が7人を越える場合には、1人増すごとに280,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表2 授業料免除に係る学力基準

大学の学部及び短期大学部	新入学生の入学した日の属する期に係る授業料	次のいずれかに該当する者とする。 1 高等学校又は専修学校の高等課程における成績が、当該出身学校におけるその者の属した学年の平均水準以上と認められること。 2 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること 3 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込があると認められること。 4 大学入学資格検定に合格した者で、上記各号のいずれかに準ずると認められること。																																	
	上記以外の授業料	1 授業料免除対象期の直前期までの学業成績について、次の計算式によって算定した成績評価係数が2.1以上又は岩手県立大学グレードポイントアベレージ制度運用規程第3条第2項第2号に定めるグレードポイントアベレージ（以下「通算GPA」という。）が2.00以上であること（通算GPAの適用については、平成25年4月1日以降の入学生（ただし岩手県立大学学則第14条の規定により入学を許可された者については、平成27年4月1日以降の入学生）に限る）。ただし、経済的困窮度が著しく高く、特別の事情があると認められる場合には、成績評価係数が1.9以上又は通算GPAが1.80以上であること。 成績評価係数 $(\text{秀及び優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1) / \text{総修得単位数}$ 2 授業料免除対象期の直前期までの修得単位数が次の基準を満たすものであること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>授業料免除対象期</th> <th>修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大学の学部</td> <td rowspan="2">1年次</td> <td>後期</td> <td>卒業所要単位数の8分の1以上</td> </tr> <tr> <td>前期</td> <td>卒業所要単位数の8分の2以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2年次</td> <td>後期</td> <td>卒業所要単位数の8分の3以上</td> </tr> <tr> <td>前期</td> <td>卒業所要単位数の8分の4以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3年次</td> <td>後期</td> <td>卒業所要単位数の8分の5以上</td> </tr> <tr> <td>前期</td> <td>卒業所要単位数の8分の6以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4年次</td> <td>後期</td> <td>卒業所要単位数の8分の7以上</td> </tr> <tr> <td>前期</td> <td>卒業所要単位数の8分の8以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">短期大学部</td> <td rowspan="2">1年次</td> <td>後期</td> <td>卒業所要単位数の4分の1以上</td> </tr> <tr> <td>前期</td> <td>卒業所要単位数の4分の2以上</td> </tr> <tr> <td>2年次</td> <td>後期</td> <td>卒業所要単位数の4分の3以上</td> </tr> </tbody> </table> 3 留学又は長期療養等の特別な事情なく留年している者又は修業年限を超えた者でないこと。			授業料免除対象期	修得単位数	大学の学部	1年次	後期	卒業所要単位数の8分の1以上	前期	卒業所要単位数の8分の2以上	2年次	後期	卒業所要単位数の8分の3以上	前期	卒業所要単位数の8分の4以上	3年次	後期	卒業所要単位数の8分の5以上	前期	卒業所要単位数の8分の6以上	4年次	後期	卒業所要単位数の8分の7以上	前期	卒業所要単位数の8分の8以上	短期大学部	1年次	後期	卒業所要単位数の4分の1以上	前期	卒業所要単位数の4分の2以上	2年次	後期
		授業料免除対象期	修得単位数																																
大学の学部	1年次	後期	卒業所要単位数の8分の1以上																																
		前期	卒業所要単位数の8分の2以上																																
	2年次	後期	卒業所要単位数の8分の3以上																																
		前期	卒業所要単位数の8分の4以上																																
3年次	後期	卒業所要単位数の8分の5以上																																	
	前期	卒業所要単位数の8分の6以上																																	
4年次	後期	卒業所要単位数の8分の7以上																																	
	前期	卒業所要単位数の8分の8以上																																	
短期大学部	1年次	後期	卒業所要単位数の4分の1以上																																
		前期	卒業所要単位数の4分の2以上																																
	2年次	後期	卒業所要単位数の4分の3以上																																
大学院博士前期課程	留学又は長期療養等の特別な事情なく留年している者又は修業年限を超えた者でなく、かつ、次のいずれかに該当する者とする。 1 大学等及び大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。 2 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込があると認められること。																																		
大学院博士後期課程	留学又は長期療養等の特別な事情なく留年している者又は修業年限を超えた者でなく、かつ、次のいずれかに該当する者とする。 1 大学等及び大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備え活動すること																																		

	<p>ができると認められること。</p> <p>2 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込があると認められること。</p>
--	---

別表3 免除収入基準額表

世帯人員	大学の学部及び短期大学部	大学院博士前期課程	大学院博士後期課程
1人	880,000円	960,000円	1,320,000円
2人	1,400,000円	1,520,000円	2,120,000円
3人	1,620,000円	1,770,000円	2,450,000円
4人	1,750,000円	1,920,000円	2,660,000円
5人	1,890,000円	2,080,000円	2,880,000円
6人	1,990,000円	2,170,000円	3,020,000円
7人	2,070,000円	2,260,000円	3,150,000円
備考	世帯人員が7人を越える場合には、1人増すごとに80,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。	世帯人員が7人を越える場合には、1人増すごとに90,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。	世帯人員が7人を越える場合には、1人増すごとに130,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。